

# 仕 様 書

## 1 業 務 名

中工場緑地帯維持管理業務

## 2 業 務 場 所

中区南吉島一丁目

## 3 委 託 期 間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業 務 概 要

本業務は、中工場の緑地帯の維持管理を行うものである。

## 5 業 務 内 容

- (1) 業務範囲は、別紙平面図のとおりとする。
- (2) 作業要領は、別表のとおりとする。
- (3) 除草した草及びせん定した枝葉は、中工場のごみピットに投入する。なお、処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。
- (4) 高木及び中木をせん定した枝葉は、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。

## 6 技 術 者 の 配 置 等

- (1) 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- (2) 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。

## 7 業 務 実 施 に あ た っ て の 留 意 事 項

- (1) 業務施行中は、必ず作業中である旨の看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- (2) 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者の会社名を表示すること。
- (3) せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。
- (4) 業務実施前には予め作業票を提出するとともに、作業の開始時及び終了時には本市係員に連絡すること。
- (5) 業務の実施にあたり、通行人や緑地帯使用者に危害を及ぼさないよう、また交通や運動等の妨げにならないよう特に注意すること。
- (6) 電動又はエンジン駆動の機材を使用するとき並びに脚立等を使用するときは、事故のないように十分注意し作業を実施すること。
- (7) 植込み地内のせん定をする際、照明器具を破損しないよう注意し、作業を実施すること。

- (8) 薬剤散布を実施するときは、天候に留意し危険防止に努め、また従事者等の安全に留意すること。
- (9) 薬剤の使用に際しては、使用する1週間前までに図面（図番1-5）に示す場所に、散布場所及び散布日を掲示すること。また、農薬取締法の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準・使用方法を遵守し、立入注意等の措置を行うこと。
- (10) 作業中に随時及び作業後には飛散したせん定樹木等を速やかに取り除き、道路、緑地帯及び側溝等を清掃すること。
- (11) 作業の途中で休憩するとき及び作業後は、器具及び資材をごみ搬入に支障の無いよう整理整頓しておくこと。
- (12) 業務にあたる従業員は品位を保ち、外来者に対し不快感を与えるような服装や言動を慎むとともに、節度あるきびきびした作業を行うこと。
- (13) 受注者は、業務の実施に当たっては、業務実施日時について本市と事前に協議を行ったうえで決定するものとする。なお、業務実施日時は、原則として広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日広島市条例第49号）に規定する市の休日以外の日とする。
- (14) 高木は、設定した目標樹形及びせん定方針が確実に実施されるように見本せん定を行い、発注者が確認した後、その見本どおりのせん定を行うこと。
- (15) 樹木の周囲や植樹帯などにある低木の中の除草は、動力草刈機を用いないこと。なお、低木の中の除草は、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- (16) 作業車を含め、全ての車両は、東エリア、南エリア及び西エリアのグレーチング蓋（指定されたものを除く。）の上を通過させないこと。

## 8 報告事項等

- (1) 受注者は、契約締結後、直ちに業務着手届を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び資格者をあらかじめ所定の様式により報告すること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
- (3) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。また、毎月の作業計画書を作業月の前月の20日までに提出しなければならない。
- (4) 受注者は、業務実施を予定する各月の業務実施後、広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書を、業務実施毎の業務報告書とし、各業務終了後速やかに提出し、それぞれ本市の履行確認のために検査を受けるものとする。
- (5) 受注者は、業務の作業前・作業中・作業後並びに使用する薬剤及び肥料等の写真（カラー）を工種別・各回毎に撮影し、作業内容等を明記して上記(4)委託業務実施報告書と併せて提出すること。
- (6) 業務に使用する薬剤及び肥料等は、計画書を提出しなければならない。

## 9 費用の負担等

業務を行うために要する費用で、電気及び水道料は本市の負担とする。なお、使用に当たっては極力効率的に使用するよう努めること。

## 10 その他

- (1) 本業務は、この仕様書のほか、「公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）」により業務を実施するものとする。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。

## 作業要領（環境緑地帯）

作業	樹木種類		数量	作業回数	作業時期	作業内容	備考	
せん定	中木	樹高 1～2m	ヒイラギモクセイ・ギンモクセイ	23 本	1(回/年)	11 月	樹形を整える。 枯枝、徒長枝等を取り除く。	刈込んだ枝は 産業廃棄物処 分の中間処理 の許可を有する再 資源化処理施設 に搬入する。(処 分費用は受注者 負担とする。)
		樹高 2～3m	ヤブツバキ・モッコク・ムクゲ	7 本				
	寄植	中木 150cm 以上 300cm 未満	トウネズミモチ	59 m <sup>2</sup>	2(回/年)	6～7 月 10～11 月	樹形を整える。 トウネズミモチは高さ 190cm に揃える。	刈込んだ草葉、 枝先等は中工場 に搬入する。 (処分費用は受 注者負担とす る。)
		低木	ヒラドツツジ・サツキ	153 m <sup>2</sup>			樹形を整える。	
		地被類	コグマザサ	612 m <sup>2</sup>			樹形を整える。	
		ハイネズ・ヘデラ	1,691 m <sup>2</sup>	3(回/年)	4～5 月 7～8 月 10～11 月	境界ブロックからはみ出したもののせん定及 び、建物や樹木にからみついたもの等を取り 除く（マンホール、外灯を含む。）とともに高 さを下げる。		
切り詰 めせん 定	高木	幹周 60 cm 未満	<del>タブノキ (図番 2-5 A の範囲を除く。)</del>	<del>24 本</del>	1(回/年)	11 月	強度の切り詰めせん定を行う。	刈込んだ枝は 産業廃棄物処 分の中間処理 の許可を有する再 資源化処理施設 に搬入する。(処 分費用は受注者 負担とする。)
			シマトネリコ・ヤマモモ	35 本				
		幹周 60 cm 以上 120 cm 未満	<del>タブノキ</del>	<del>22 本</del>				
			シマトネリコ・ヤマモモ	20 本				

作業要領（環境緑地帯）

作業	樹木種類		数量	作業回数	作業時期	作業内容	備考
切り詰めせん定（図番2-5のAの範囲）	高木	幹周 60 cm未満	タブノキ・コナラ・ハルニレ・クヌギ・センダン	21本	1(回/年)	11月	強度の切り詰めせん定を行う。
		幹周 60 cm以上 120 cm未満	ハルニレ・スダジイ	3本			
切り詰めせん定（図番2-5のBの範囲）	高木	幹周 60 cm未満	タブノキ・コナラ・クヌギ	17本	1(回/年)	11月	強度の切り詰めせん定を行う。
		幹周 60 cm以上 120 cm未満	コナラ・スダジイ・ハルニレ	8本			
せん定	高木	幹周 60 cm以上 120 cm未満	オオシマザクラ	17本	1(回/年)	1~2月	病害枝やからみ枝を切り取る。
草刈	雑草	図番2-5のC部を除く範囲		10,509 m <sup>2</sup>	9(回/年)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 3月	草丈を30~40mm程度にする。
		図番2-5のC部の範囲		539 m <sup>2</sup>	1(回/年)	4~5月	

刈込んだ枝は産業廃棄物処分量の中間処理の許可を有する再資源化処理施設に搬入する。（処分費用は受注者負担とする。）

飛散防止シート等により石跳ね・防塵対策を十分に行うこと。  
また、刈草の収集や現場の清掃をブロワー等で行う場合、刈草や塵埃が飛散しないよう十分注意すること。  
刈込んだ雑草は中工場に搬入する。  
（処分費用は受注者負担とする。）

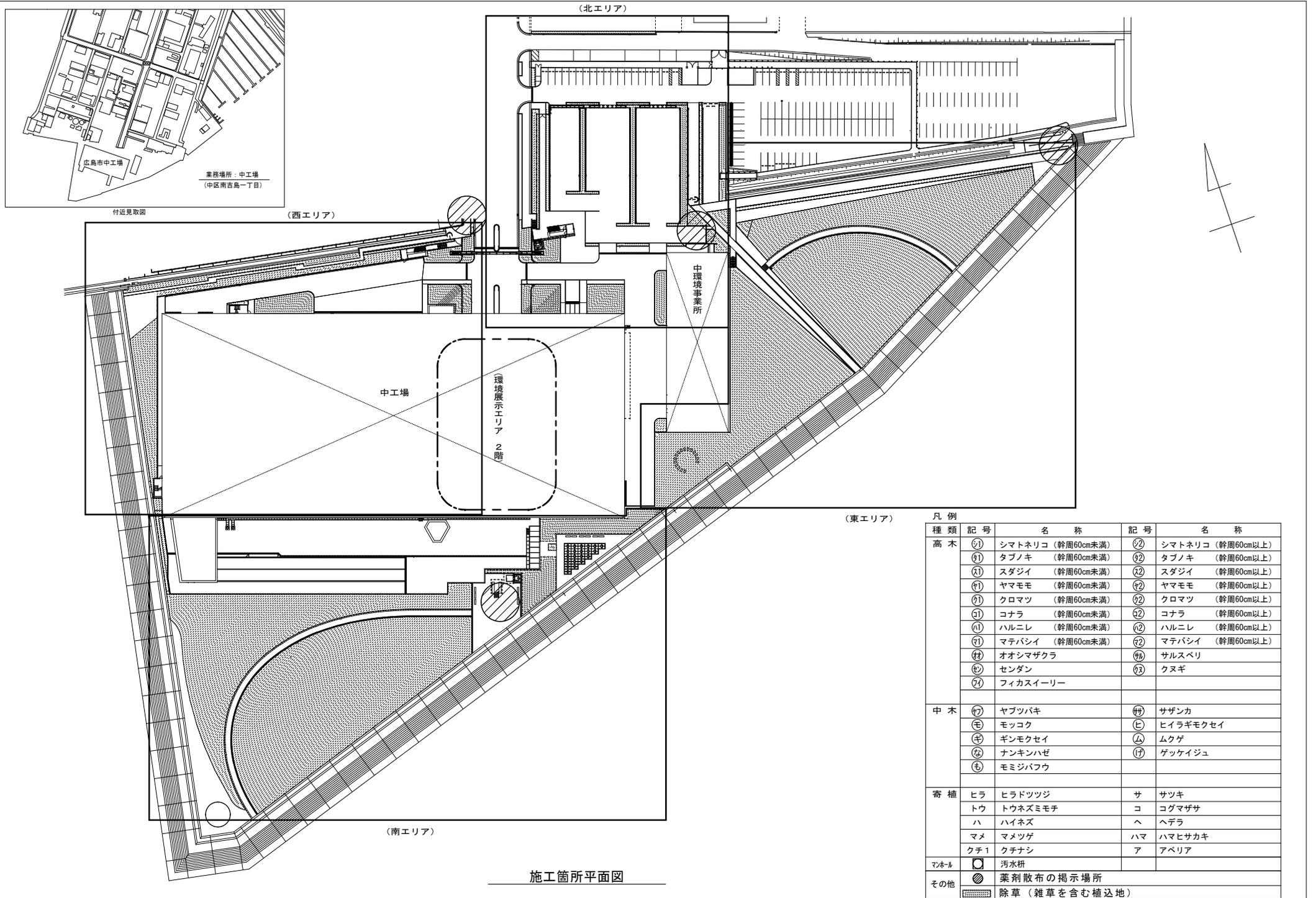
## 作業要領（環境緑地帯）

作業	樹木種類		数量	作業回数	作業時期	作業内容	備考	
防除	高木	幹周60cm未満	タブノキ・ヤマモモ	48本	1(回/年)	7～8月	100本当たり0.12ℓのトレボンを使用する。 100本当たり0.98ℓのトレボンを使用する。 100本当たり27.6ℓの石灰硫黄合剤を使用する。 100本当たり78ℓの石灰硫黄合剤を使用する。	散布の際は、必要に応じて立ち入り注意等の措置を行うこと。 使用薬剤は同等品以上とする。
		幹周60cm以上	タブノキ・ヤマモモ	41本				
		幹周60cm未満	クロマツ	74本	1(回/年)	1～2月		
		幹周60cm以上	クロマツ・オオシマザクラ	35本				
除草	寄植	中木・ 低木・ 地被類	トウネズミモチ・ サツキ・コグマザサ・ハイネズ・ヘデラ	2,395㎡	4(回/年)	4～5月 8月 10月 3月	手で雑草を根ごと抜取る。	雑草は中工場に搬入する。 (処分費用は受注者負担とする。)
			ヒラドツツジ (北エリア歩道近接部分)	110㎡	6(回/年)	6月 7月 8月 9月 10月 3月		
根切	寄植	地被類	ヘデラ	5箇所	1(回/年)	10月	汚水枡(φ=600mm, H=600mm)の接合部の隙間から侵入したマンホール内の根を手刈りで除去する。	刈込んだ根は中工場に搬入する。 (処分費用は受注者負担とする。)

## 作業要領（環境緑地帯）

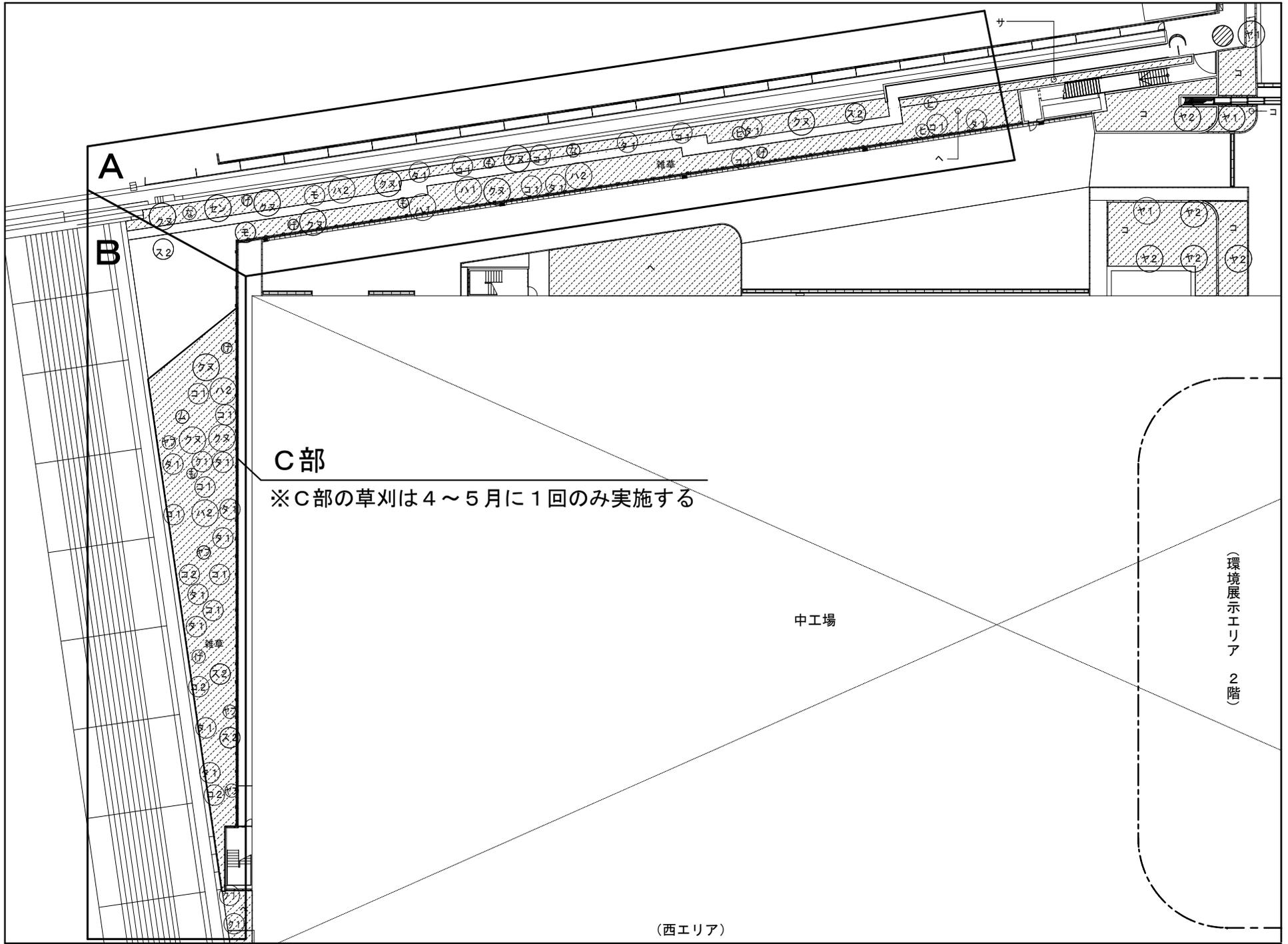
作業	樹木種類		数量	作業回数	作業時期	作業内容	備考	
せん定	高木	幹周 60 cm未満	フィカスイーリー	14 本	1(回/年)	11 月	樹形の骨格を整える。	刈込んだ枝は産業廃棄物処分の中間処理の許可を有する再資源化処理施設に搬入する。 (処分費用は受注者負担とする。)
施肥	高木	幹周 60 cm未満	フィカスイーリー	14 本	1(回/年)	2 月	100 本当たり 18 kgのウッドエース 4号を使用し、株元の 3 箇所埋め込む。	
防除	高木	幹周 60 cm未満	フィカスイーリー	14 本	4(回/年)	5 月 8 月 11 月 2 月	葉面を水で洗浄すること。	散布・洗浄の際、周囲に飛散床面に流れないようにシート等で養生すること。 ※周辺に電気機器があるので要注意
灌水	高木	幹周 60 cm未満	フィカスイーリー	11 m <sup>2</sup>	12(回/年)	毎月 1 回	自動灌水装置の水量を調整すること。 灌水状況の確認をすること。	





施工箇所平面図

凡例		記号	名称	記号	名称
高木	㉑	シマトネリコ (幹周60cm未満)	㉒	シマトネリコ (幹周60cm以上)	
	㉓	タブノキ (幹周60cm未満)	㉔	タブノキ (幹周60cm以上)	
	㉕	スダジイ (幹周60cm未満)	㉖	スダジイ (幹周60cm以上)	
	㉗	ヤマモモ (幹周60cm未満)	㉘	ヤマモモ (幹周60cm以上)	
	㉙	クロマツ (幹周60cm未満)	㉚	クロマツ (幹周60cm以上)	
	㉛	コナラ (幹周60cm未満)	㉜	コナラ (幹周60cm以上)	
	㉝	ハルニレ (幹周60cm未満)	㉞	ハルニレ (幹周60cm以上)	
	㉟	マテバシイ (幹周60cm未満)	㊱	マテバシイ (幹周60cm以上)	
	㊲	オオシマザクラ	㊳	サルスベリ	
	㊴	センダン	㊵	クヌギ	
	㊶	フィカスイーリー			
	中木	㊷	ヤブツバキ	㊸	サザンカ
		㊹	モッコク	㊺	ヒラギモクセイ
		㊻	ギンモクセイ	㊼	ムクゲ
㊽		ナンキンハゼ	㊾	ゲッケイジュ	
㊿		モミジバフウ			
寄植		ヒラ	ヒラドツツジ	サ	サツキ
	トウ	トウネズミモチ	コ	コグマザサ	
	ハ	ハイネズ	ヘ	ヘデラ	
	マメ	マメツゲ	ハマ	ハマヒサカキ	
	クチ	クチナン	ア	アベリア	
マンホール	○	汚水枡			
その他	⊗	薬剤散布の掲示場所			
	▨	除草 (雑草を含む植込地)			



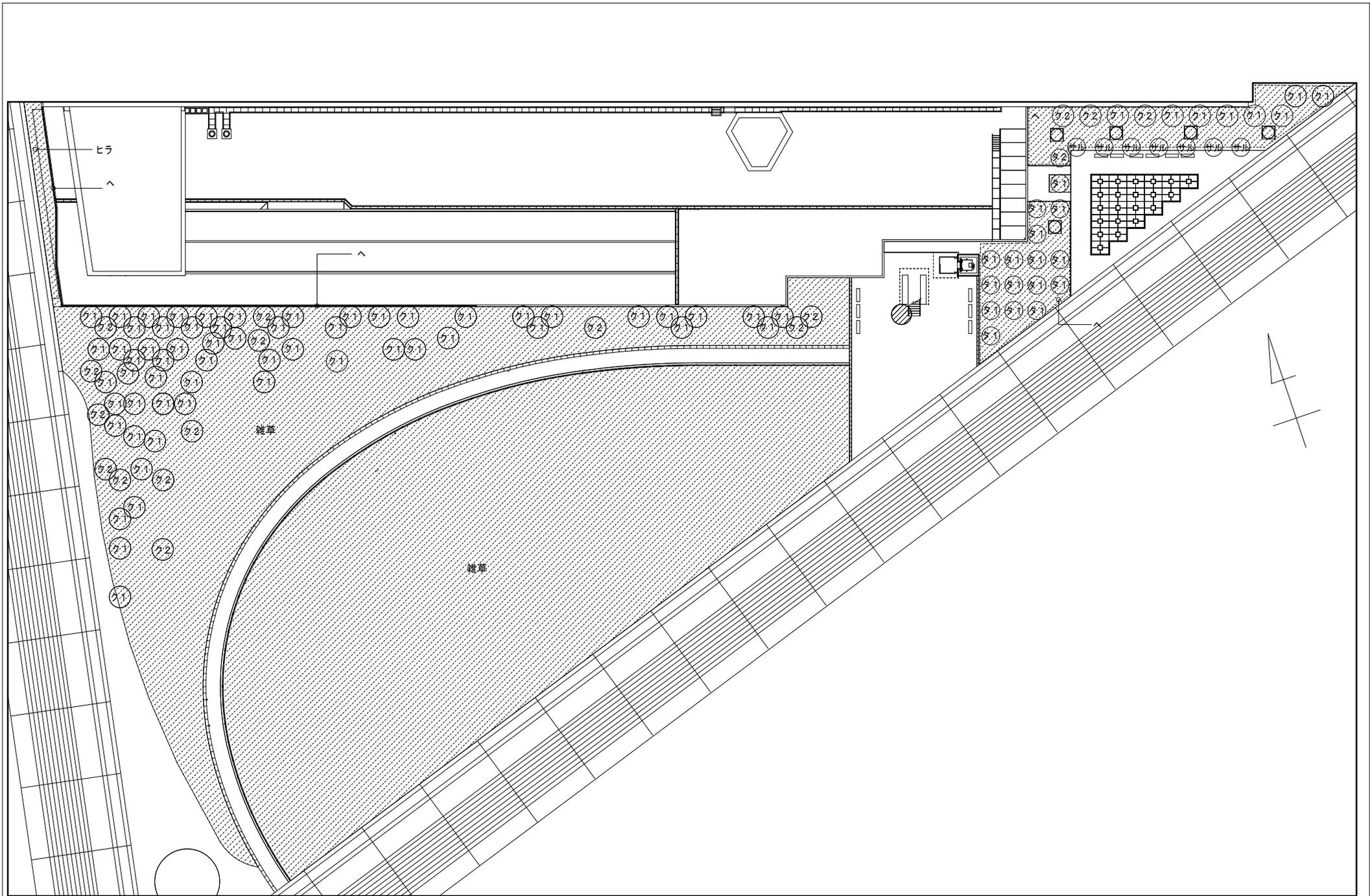
**C部**

※C部の草刈は4～5月に1回のみ実施する

中工場

(環境展示エリア 2階)

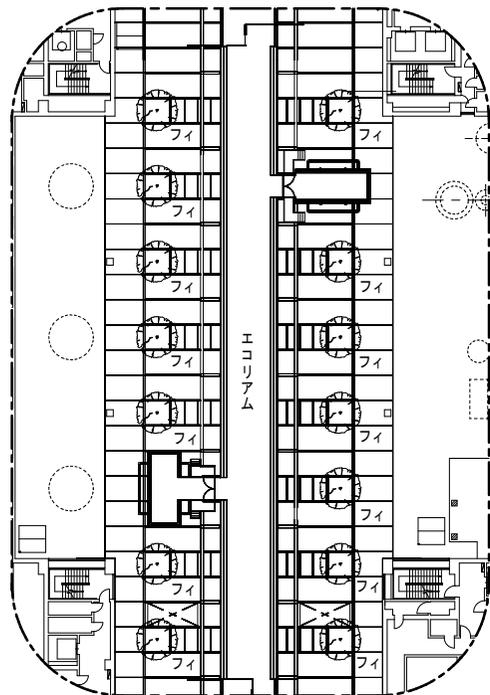
(西エリア)



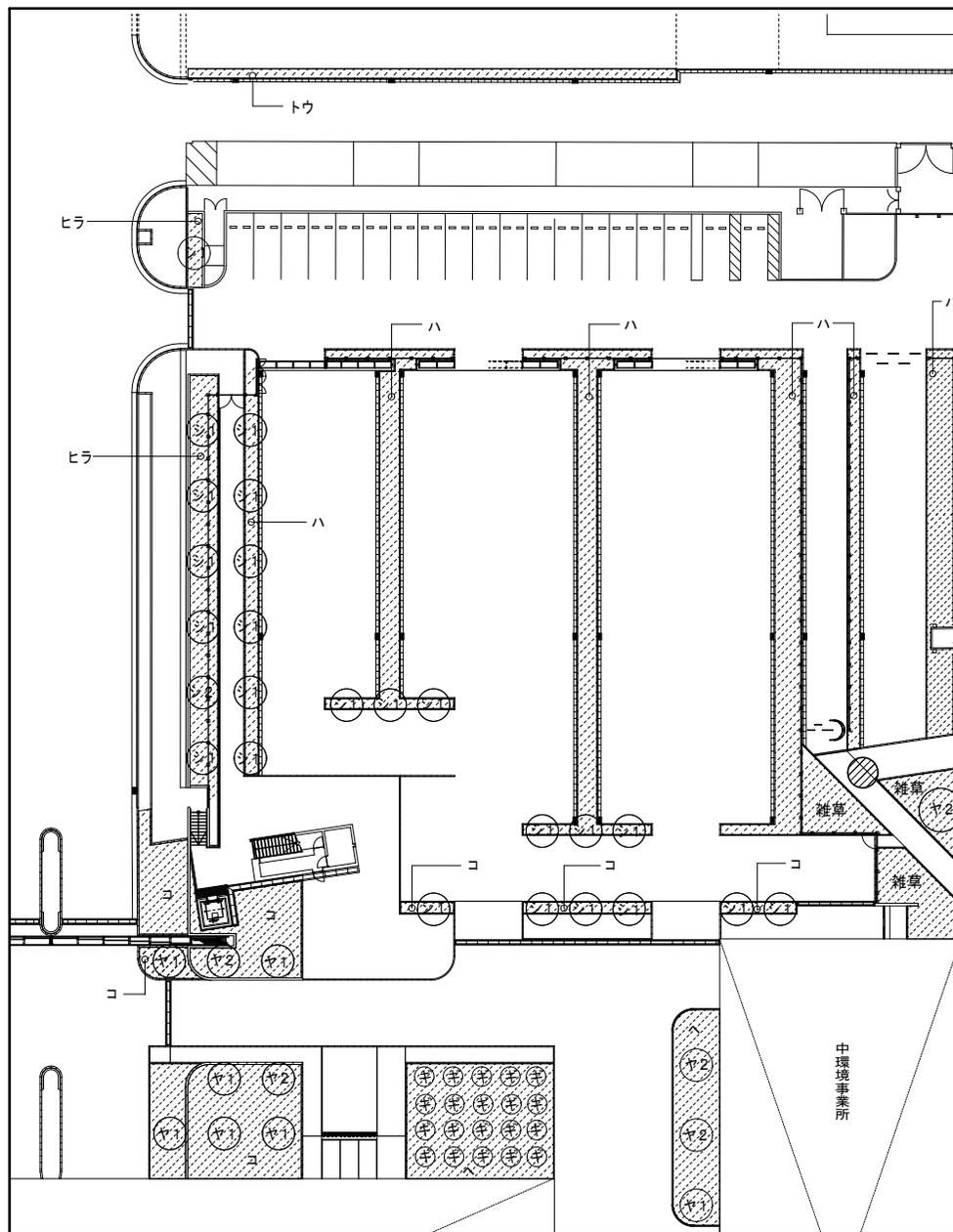
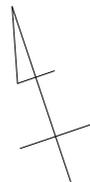
(南エリア)

令和7年度	広島市環境局施設部中工場					業務名 中工場緑地帯維持管理業務	図面名称 南エリア平面図	図番 3-5
-------	--------------	--	--	--	--	---------------------	-----------------	-----------





(環境展示エリア)



(北エリア)

委 託 業 務 設 計 書

第 号

積 算	検 算	浄 書	照 合	次 長	場 長

令和 7 年度	一 般 会 計 費	款 衛 生 費	項 環 境 費	目 ごみ処理費	所 属 環 境 局 中 工 場	設 計 令和7年3月	提 出 令和7年3月	請 負 一般競争入札
設計金額 金 円			業 務 名 中工場緑地帯維持管理業務			業 務 場 所 中区南吉島一丁目		工 期 契約締結の日から 令和8年3月31日まで

業務概要

本業務は、中工場緑地帯の維持管理を行うものである。



(乙)

第1号明細表							
工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	適要
1 直接費							
中木剪定 (円筒形)	環境緑地帯 中木	1回/年 樹高100cm以上200cm未満	本	23			公園共通代価 第10107号
中木剪定 (円筒形)	環境緑地帯 中木	1回/年 樹高200cm以上300cm未満	本	7			公園共通代価 第10108号
寄植剪定 (中木)	環境緑地帯 寄植	1回目 H=150cm以上300cm未満	m <sup>2</sup>	59			代価表 第10105-3号
寄植剪定 (中木)	環境緑地帯 寄植	2回目 H=150cm以上300cm未満	m <sup>2</sup>	59			代価表 第10106-3号
寄植剪定 (低木)	環境緑地帯 寄植	1回目 低木	m <sup>2</sup>	153			代価表 第10101-3号
寄植剪定 (低木)	環境緑地帯 寄植	2回目 低木	m <sup>2</sup>	153			代価表 第10102-3号
地被類剪定	環境緑地帯 寄植	2回/年 地被類	m <sup>2</sup>	1,224			代価表 第10215-3号
地被類剪定	環境緑地帯 寄植	3回/年 地被類	m <sup>2</sup>	5,073			代価表 第10215-3号
高木切詰め剪定 (強度の切詰め剪定を含む)	環境緑地帯 高木	1回/年 シマトネリコ・ヤマモモ 幹周60cm未満	本	35			公園共通代価 第10501号
高木切詰め剪定 (強度の切詰め剪定を含む)	環境緑地帯 高木	1回/年 シマトネリコ・ヤマモモ 幹周60cm以上120cm未満	本	20			公園共通代価 第10502号
高木基本剪定 (冬期剪定)	環境緑地帯 高木	1回/年 オシマザクラ 幹周60cm以上120cm未満	本	17			公園共通代価 第10302号
草刈 (小型乗用式草刈機・肩掛式)	環境緑地帯 雑草	9回/年	m <sup>2</sup>	94,581			代価表 第40205-3号
草刈 (小型乗用式草刈機・肩掛式)	環境緑地帯 雑草	1回/年	m <sup>2</sup>	539			代価表 第40205-3号
防除	環境緑地帯 高木	1回/年 トレボン 幹周60cm未満	本	48			代価表 第1-1号
防除	環境緑地帯 高木	1回/年 トレボン 幹周60cm以上120cm未満	本	41			代価表 第1-2号
防除	環境緑地帯 高木	1回/年 石灰硫黄合剤 幹周60cm未満	本	74			代価表 第1-3号
防除	環境緑地帯 高木	1回/年 石灰硫黄合剤 幹周60cm以上120cm未満	本	35			代価表 第1-4号
除草 (抜根除草)	環境緑地帯 寄植	4回/年 中木・低木・地被類	m <sup>2</sup>	9,580			代価表 第40101-3号
除草 (抜根除草)	環境緑地帯 寄植	6回/年 (ヒラドツツジ) 中木・低木・地被類	m <sup>2</sup>	660			代価表 第40101-3号































